

		令和三年七月二十日(火曜日)	
千葉県知事	熊 谷 俊 人	千葉県知事	熊 谷 俊 人
千葉県告示第四百十一号	千葉県告示第四百十三号	千葉県告示第四百十六号	千葉県告示第四百十六号
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第三十条第一項の規定により、国府土地改良区の定款の変更を令和三年七月十二日付で認可した。	土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十一条第一項の規定により、香取郡東庄町窪野谷土地改良区の窪野谷地区における土地改良事業(農業用排水施設の管理)計画の変更を令和三年七月九日付で認可した。	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十二条の規定により、小型機船底びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十二条の規定により、小型機船底びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。
令和三年七月二十日	令和三年七月二十日	令和三年七月二十日	令和三年七月二十日
千葉県知事 熊 谷 俊 人	千葉県知事 熊 谷 俊 人	千葉県知事 熊 谷 俊 人	千葉県知事 熊 谷 俊 人
千葉県告示第四百十四号	千葉県告示第四百十五号	千葉県告示第四百五十九号	千葉県告示第四百五十九号
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第六十七条第一項第一号の規定により、八街市西夕土地改良区は解散した。	土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十八条规定により、長生郡	土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十八条规定により、長生郡	土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十八条规定により、長生郡
令和三年七月二十日	令和三年七月二十日	令和三年七月二十日	令和三年七月二十日
千葉県知事 熊 谷 俊 人	千葉県知事 熊 谷 俊 人	千葉県知事 熊 谷 俊 人	千葉県知事 熊 谷 俊 人
千葉県告示第四百十五号	千葉県告示第四百五十九号	千葉県告示第四百五十九号	千葉県告示第四百五十九号
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十八条规定により、長生郡白子町の一部を受益地域とする県営白湯北地区土地改良事業(農業用排水施設)計画を変更した。	土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十八条规定により、長生郡白子町の一部を受益地域とする県営白湯北地区土地改良事業(農業用排水施設)計画を変更した。	土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十八条规定により、長生郡白子町の一部を受益地域とする県営白湯北地区土地改良事業(農業用排水施設)計画を変更した。	土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十八条规定により、長生郡白子町の一部を受益地域とする県営白湯北地区土地改良事業(農業用排水施設)計画を変更した。
その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。	その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。	その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。	その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。
なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。	なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。	なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。	なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この変更計画については、その変更があったことを知った日の翌日から起算して	また、この変更計画については、その変更があったことを知った日の翌日から起算して	また、この変更計画については、その変更があったことを知った日の翌日から起算して	また、この変更計画については、その変更があったことを知った日の翌日から起算して

点に至る線以東の海域のうち同点正東の線以北の千葉県の沖合の部分

6 漁業時期

九月一日から翌年五月三十一日まで

7 漁業を営む者の資格

銚子市地先から長生郡一宮町地先に至る海域に接する地域に住所を有する者

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和三年七月二十日から八月十八日まで

第13651号

千葉県告示第四百十七号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、千葉県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和三年七月二十日から三週間、縦覧に供する。

令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県告示第四百十七号		千葉県告示第四百十七号	
区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
茂原市猿袋字子之神一、〇九〇番一地先から長生郡長生村生村七井土字矢倉前二、一七九番地先ま	前後	一一・四九メートルから一二〇・六七メートルまで一二・七四メートルから三五・七〇メートルまで	三八六・〇六メートル三九九・六四メートル

令和三年七月二十日（火曜日）

千葉県告示第四百十八号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、千葉県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和三年七月二十日から三週間、縦覧に供する。

令和三年七月二十日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県病院局告示第一号		千葉県病院局告示第一号	
地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条の二の規定により、千葉県病院局の業務に係る料金の徴収事務を次のとおり委託した。		地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条の二の規定により、千葉県病院局の業務に係る料金の徴収事務を次のとおり委託した。	
病院局告示	病院局告示	病院局告示	病院局告示
千葉県病院局長 山崎晋一郎	千葉県病院局長 山崎晋一郎	千葉県病院局長 山崎晋一郎	千葉県病院局長 山崎晋一郎
所在地	所在地	所在地	所在地
千葉市中央区八重洲一丁目八番一七号新横町ビル六階	千葉市中央区新田町一一番一號I	千葉市中央区新田町一一番一號I	千葉市中央区新田町一一番一號I
株式会社ソラスト千葉支社 代表取締役 森信介 支社長 山田智史	株式会社エヌジエー シーサ常務取締役 古賀茂	株式会社エヌジエー シーサ常務取締役 古賀茂	株式会社ソラスト千葉支社 代表取締役 森信介 支社長 山田智史
目九番地 神田駿河台二丁 東京都千代田区	M I 未来ビル二階	M I 未来ビル二階	目九番地 神田駿河台二丁 東京都千代田区
千葉県精神科医療センター 千葉県こども病院	千葉県精神科医療センター 千葉県立佐原病院	千葉県精神科医療センター 千葉県立佐原病院	千葉県精神科医療センター 千葉県立佐原病院
センター センター	センター センター	センター センター	センター センター